

## 平成20年度下請取引等実態調査の結果について

### 1. 調査の概要

- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・一般許可、知事特定・一般許可)から無作為に抽出した 27,561 業者
- ・調査方法: 郵送による書面調査
- ・調査内容: 元請業者・下請業者間及び受発注者間の取引の実態
- ・調査期間: 平成 20 年 8 月 1 日～平成 20 年 9 月 1 日
- ・回収件数: 16,543 業者(回収率 60.0%)
  - うち、下請業者に発注した実績のある建設業者: 12,754 業者
  - 下請業者に発注した実績のない建設業者: 2,311 業者
  - 既に事業活動を終了した建設業者: 252 業者
  - 無効回答: 1,226 業者
- ・集計対象件数: 回収件数から既に事業活動を終了した建設業者及び無効回答の建設業者を除いた 15,065 業者

表－1 建設業許可区分別集計対象件数

許可区分	調査対象業者	回収件数 (A)					回収率	集計対象件数 (A) - (B) - (C)
			下請業者に発注した実績のある建設業者	下請業者に発注した実績のない建設業者	既に事業活動を終了した建設業者 (B)	無効回答 (C)		
大臣・特定	1,760	1,432	1,368	34	13	17	81.4%	1,402
大臣・一般	1,246	845	596	158	10	81	67.8%	754
知事・特定	8,512	5,850	5,461	267	49	73	68.7%	5,728
知事・一般	16,043	8,416	5,329	1,852	180	1,055	52.5%	7,181
計	27,561	16,543	12,754	2,311	252	1,226	60.0%	15,065

## 2. 調査結果

以下のグラフにおいて、青色は「適正回答率」、赤色は「不適正回答率」を示します。

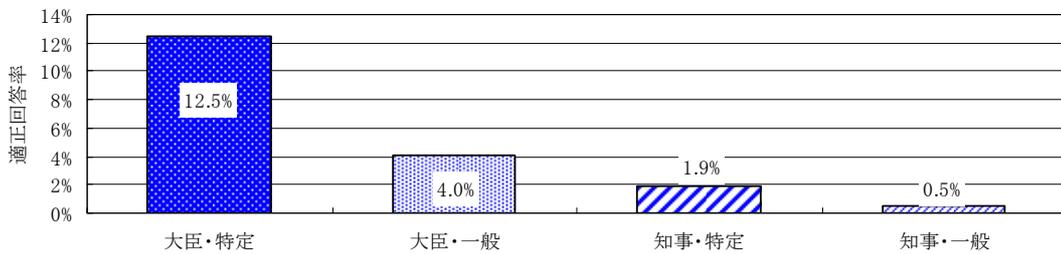
### 2.1 建設業法の遵守状況(概要)

元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことがある 12,754 業者のうち、建設業に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者(以下、「適正回答業者」という。)は、327 業者(2.6%以下、「適正回答率」という。)に留まる結果となりました。

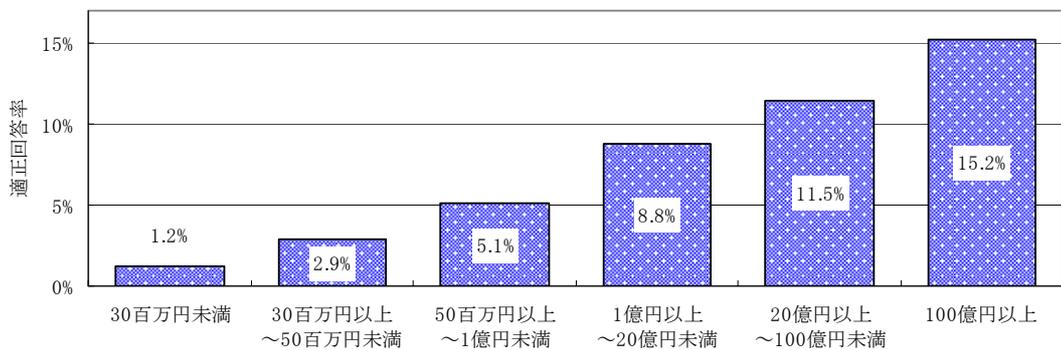
建設業者許可区別では、大臣・特定建設業許可業者の適正回答率が最も高く 12.5%であり、知事・一般建設業許可業者の適正回答率が最も低く 0.5%となりました。

資本金階層別では、資本金が大きい建設業者ほど適正回答率が高く、資本金 100 億円以上の建設業者で 15.2%となりました。

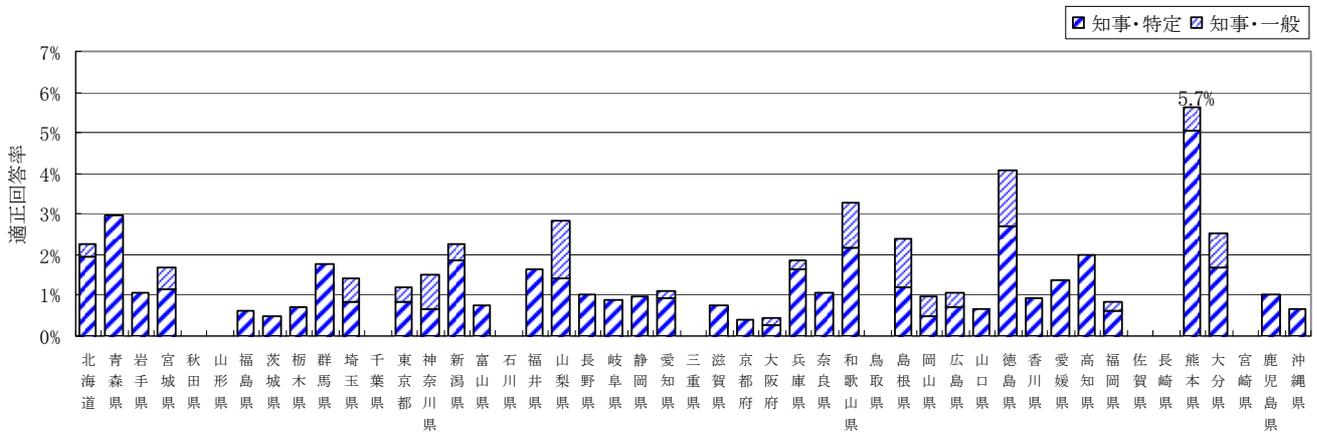
都道府県別では、適正回答率が最も高いのは熊本県の 5.7%でした。適正回答率が 0%の自治体も 9 県ありました。



(a) 許可区別



(b) 資本金階層別



(c) 都道府県別(知事許可業者のみ)

図-1 適正回答業者の割合

## 2.2 建設業法の遵守状況(項目別)

### (1) 金額決定方法

下請契約を締結する際には、下請負人から見積書を提出させ、元請負人と下請負人双方が十分な協議を行うことが必要です。下請契約金額を決定する際に「下請負人と協議」している建設業者は平均で93.2%であり、概ね遵守されている状況でした。

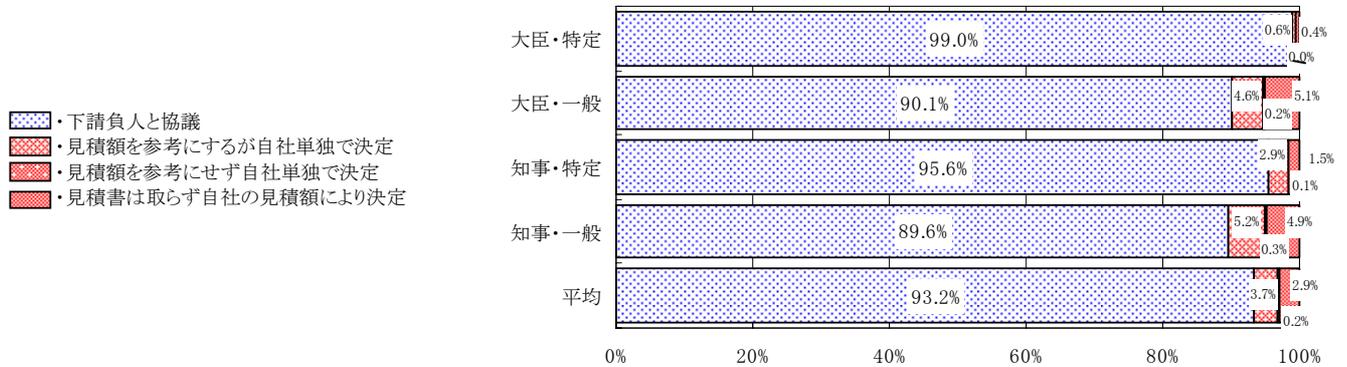


図-2 金額決定方法

### (2) 見積依頼方法

見積りを依頼する際には、工事の具体的な内容について書面により内容を示す必要があります。「下請契約の内容や提示日が明確な書面」で適正に見積依頼した建設業者は平均で61.4%ですが、大臣特定許可業者で87.0%であるのに対し、知事一般許可業者では50.2%に留まり、許可区分によって大きな差がありました。

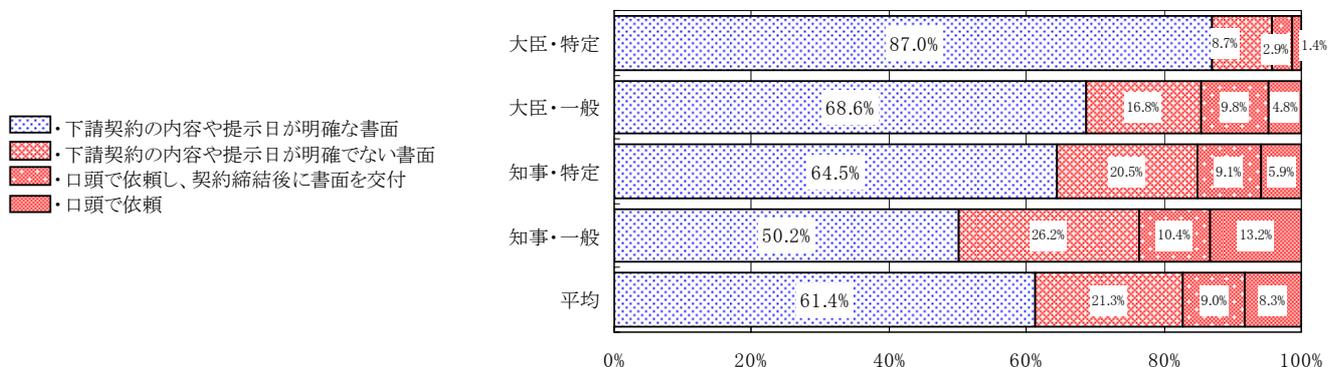


図-3 見積依頼方法

### (3) 見積書の内訳の明示方法

見積りを行う際には、工事の種類ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにするよう努めなければなりません。「工事種別ごとに経費の内訳を明示させている」建設業者は平均で 80.9%ですが、大臣特定許可業者で 93.8%であるのに対し、知事一般許可業者では 75.7%に留まり、許可区分によって若干差がありました。

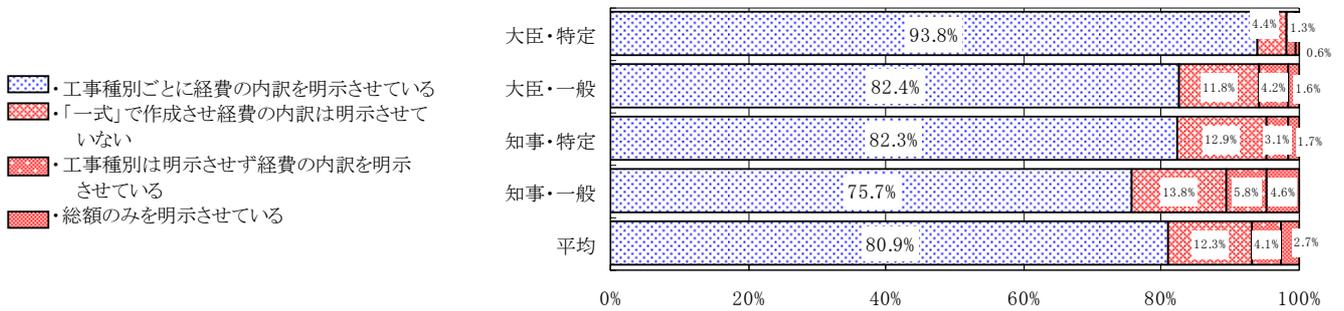
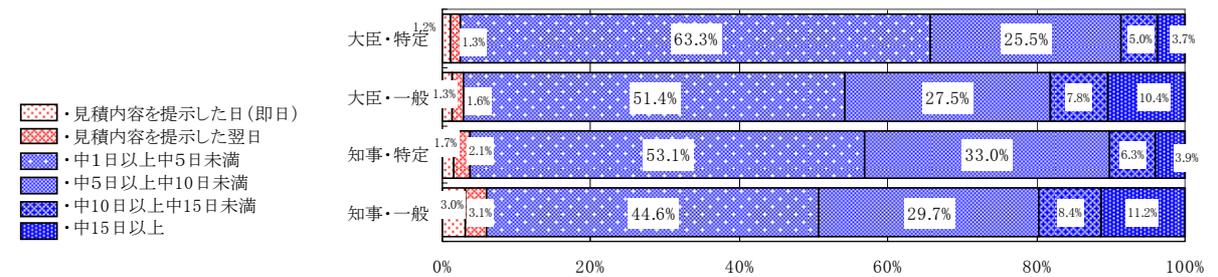


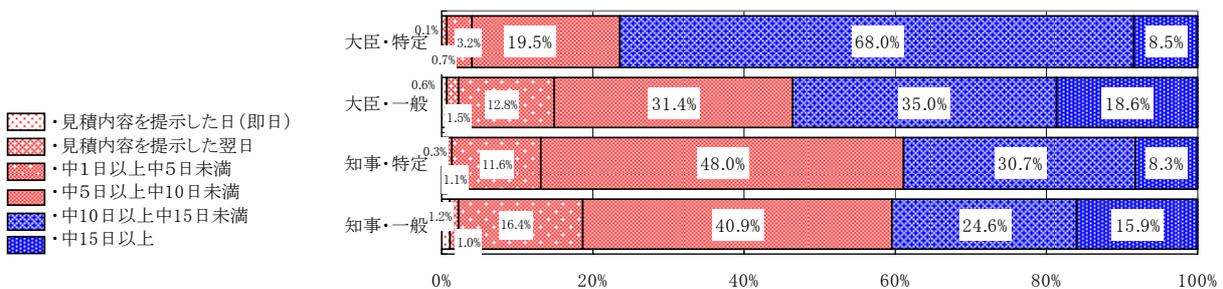
図-4 見積書の内訳の明示方法

### (4) 見積日数

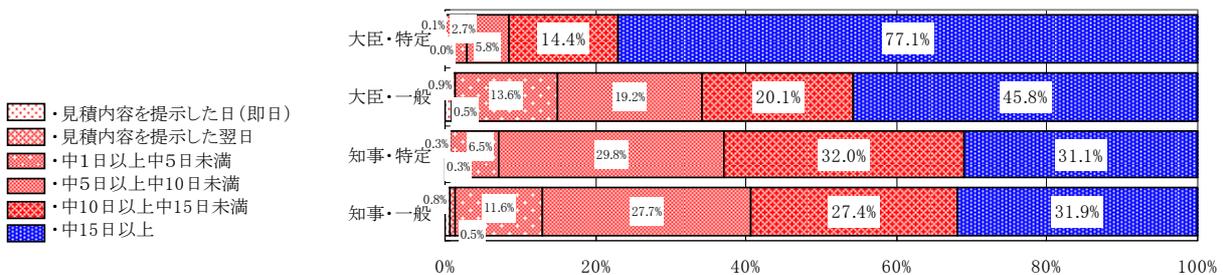
建設工事の見積りを依頼する際には、見積落とし等の問題が生じないように工事の予定価格に応じて見積日数を適正に定めなければなりません。予定価格が 500 万円未満の場合には、許可区分にかかわらず概ね適正な見積日数を設けている状況ですが、予定価格が 500 万円以上の場合には、大臣特定許可業者において約 7 割に低下し、その他の許可業者においては大半が適正な見積日数を設けていない結果となりました。



(a) 予定価格が 500 万円未満の場合



(b) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合



(c) 予定価格が 5,000 万円以上の場合

図-5 見積日数

### (5) 契約方法

建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとの請負契約書を相互に交付しなければなりません。また、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要です。大臣特定許可業者においては、約 9 割が適正に契約していますが、知事特定許可業者においては約 7 割に低下し、知事一般特定許可業者に至っては約 4 割まで低下する状況となりました。また、知事一般許可業者においては、16.1%が「口頭」による契約を実施しており、書面による契約が徹底されていない状況が浮き彫りとなりました。

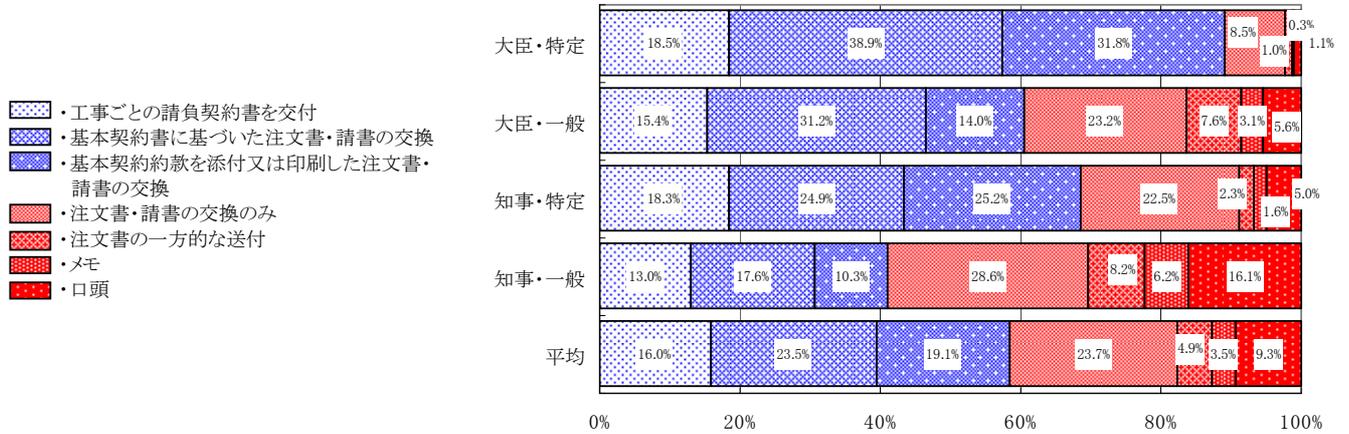
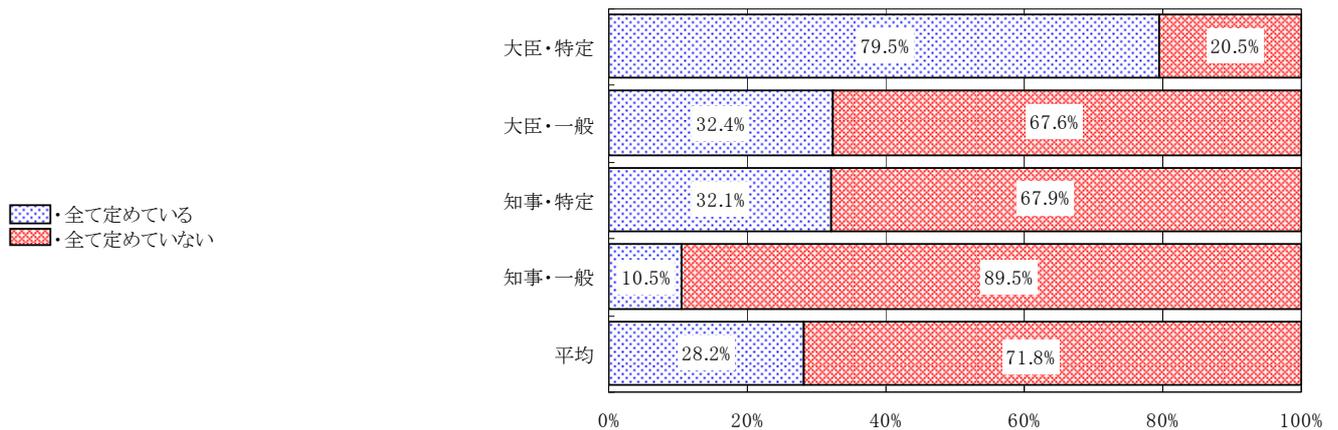


図-6 契約方法

### (6) 契約書で定めている条項

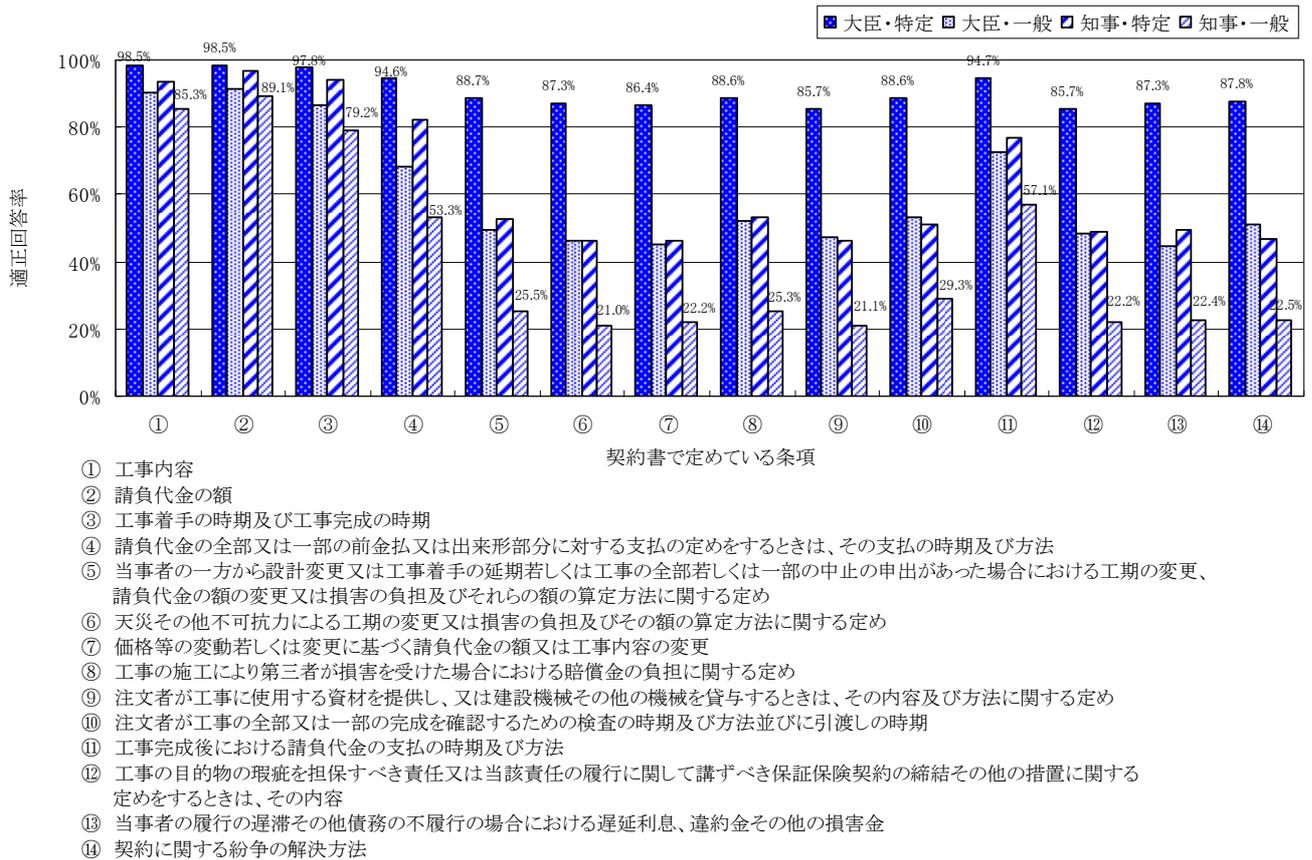
契約書には、建設業法第 19 条第 1 項で定められている 14 項目の条項を明示しなければなりません。大臣特定許可業者においては、約 8 割が建設業法上定めるべき条項を全て定めています。大臣一般許可業者及び知事特定許可業者については約 3 割、知事一般許可業者については 1 割程度しか定めていない状況です。

また、契約条項別にみると、「①工事内容」、「②請負代金」、「③工期」の項目については、許可区分にかかわらず概ね定められている状況ですが、それ以外の項目については、大臣一般、知事特定・一般許可業者において定めている割合が低い状況でした。例えば、「⑤設計や工期等に関する変更」の定めについては、大臣特定許可業者においては約 9 割が定めています。大臣一般許可業者及び知事特定許可業者においては約 5 割、知事一般許可業者に至っては約 1/4 しか定めていない状況でした。



(a) 契約書で定めるべき条項を全て定めている割合

図-7 契約書で定めている条項



(b) 条項別の割合  
図-7 契約書で定めている条項(続き)

(7) 契約締結時期

契約の締結は、下請工事の着工前までに行う必要があります。建設業者の約7割は「工事に着手する前に契約」している状況ですが、約3割は工事着手後に契約している状況でした。また、約3%は工事完了後に契約している実態も明らかとなりました。

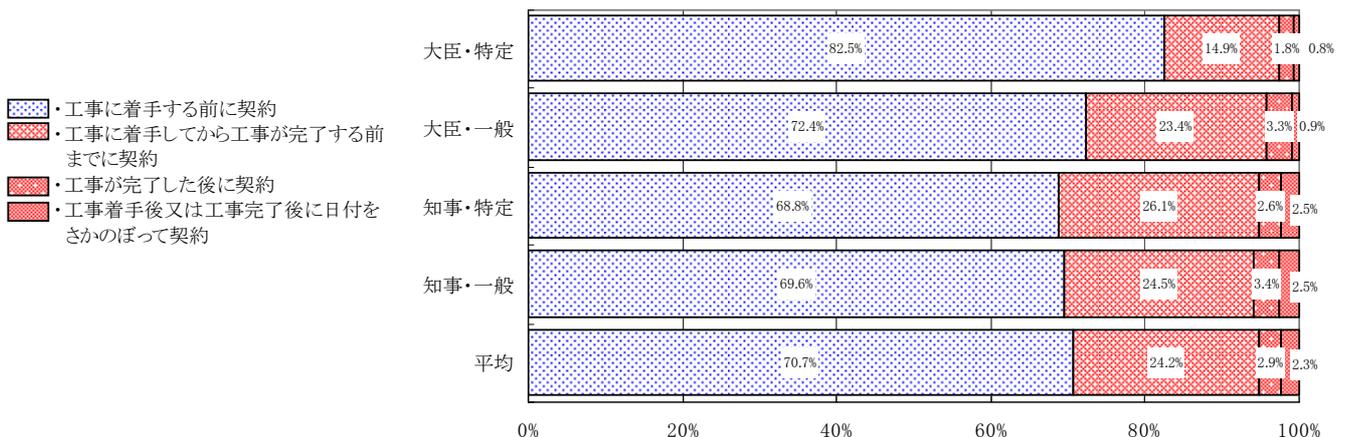


図-8 契約締結時期

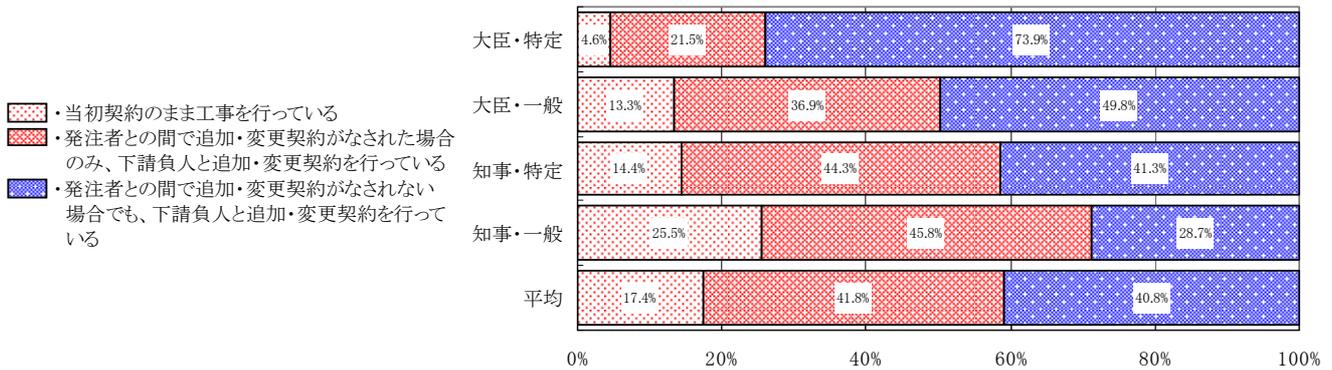
(8) 追加・変更契約の有無

追加工事等の発生により当初の請負契約書の内容を変更するときは、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前に変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

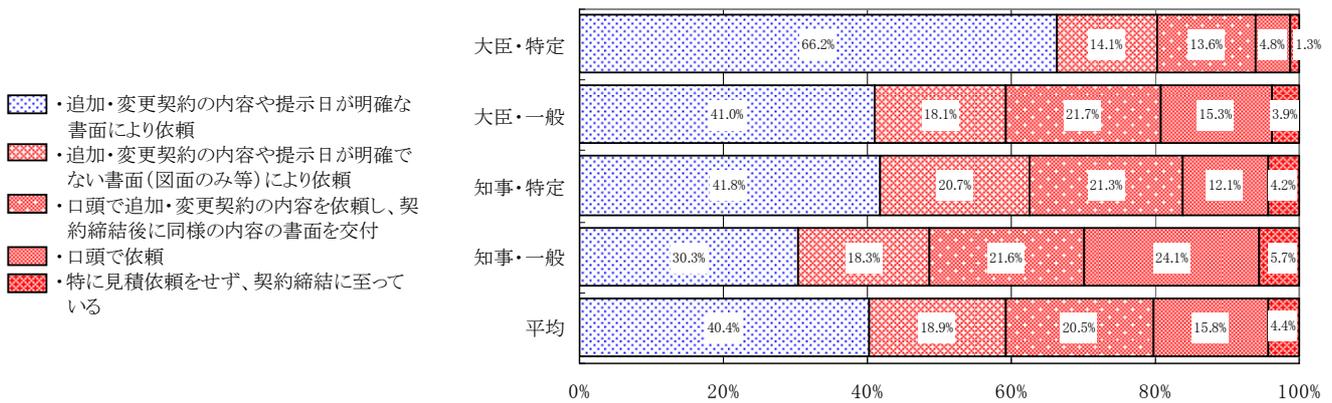
下請負人との間に追加・変更契約の必要性が生じた場合に、適正に追加・変更契約を行っている割合は、大臣特定許可業者において約7割の状況ですが、大臣一般許可業者や知事特定許可業者においては5割を切る状況であり、知事一般許可業者においては3割を切る状況となり、かなり低い割合となりました。

追加・変更契約の見積依頼方法については、「追加・変更契約の内容や提示日が明確な書面により依頼」している建設業者は平均で約4割に留まり、当初契約の場合(図-3参照)と比較すると2割程度低下している状況となりました。

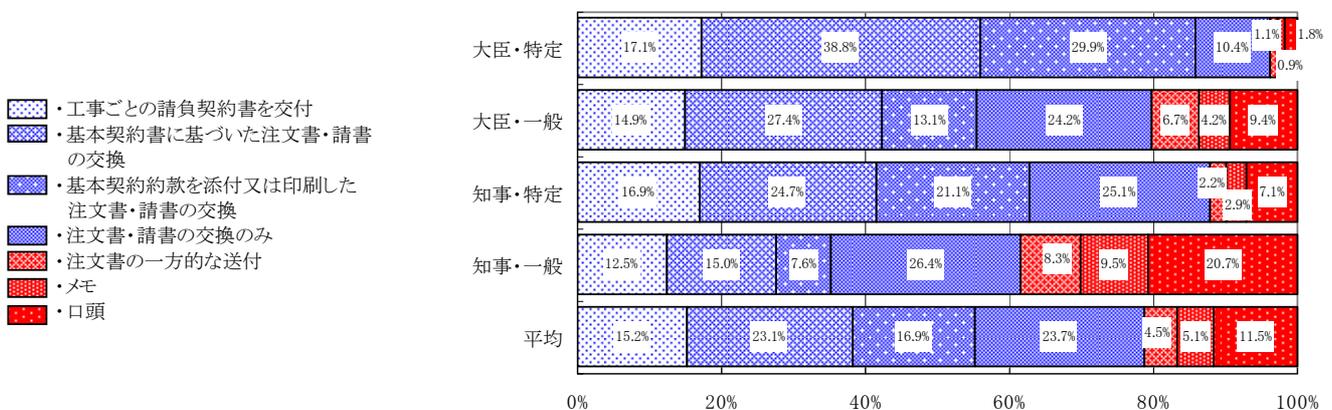
追加・変更契約の方法については、平均でおよそ8割の建設業者が適正に契約している状況となりました。



(a) 追加・変更契約の有無

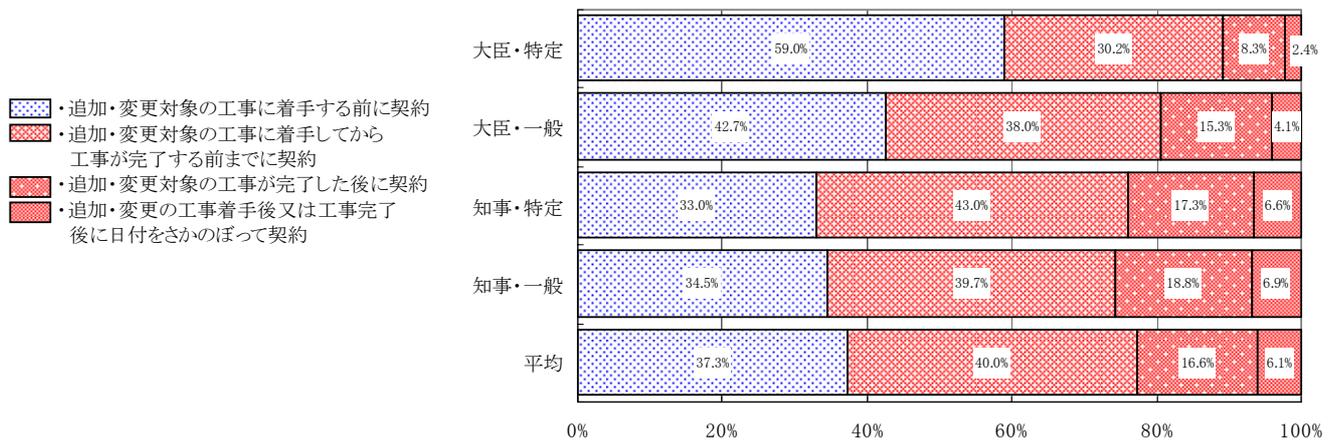


(b) 追加・変更契約の見積依頼方法



(c) 追加・変更契約の方法

図-9 追加・変更契約



(d) 追加・変更契約の時期  
図-9 追加・変更契約(続き)

追加・変更契約の時期については、大臣特定許可業者については約 6 割が追加・変更対象の工事に着手する前に契約している状況ですが、その他の許可区分では、3~4 割程度に留まり、適正な時期に契約していない建設業者の割合が高い状況となりました。

(9) 追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応

追加変更工事の内容が工事着工前に確定できない場合には、その工事が契約変更の対象であることや契約変更を行う時期等を記載した書面を事前に取り交わす等の対応を講じる必要があります。適正な対応を講じた建設業者は、平均で 19.4%であり、最も高い割合を示した大臣特定建設業者においても 4 割を切る状況であり、許可区分にかかわらず適正な対応を講じていない実態が浮き彫りとなりました。

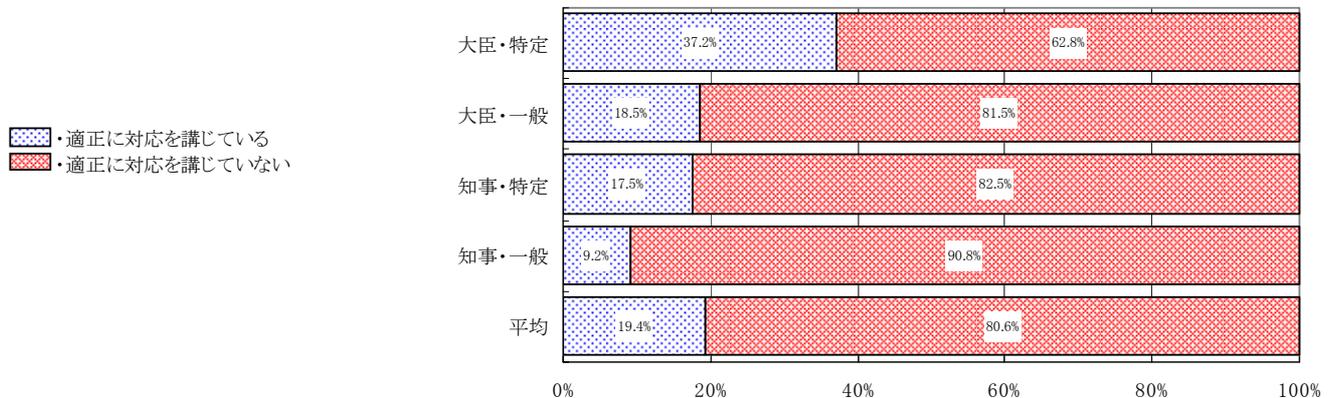


図-10 追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応

(10) 引渡し申し出があってから支払までの期間

特定建設業者は、下請負人からの引渡し申し出日から起算して 50 日以内に下請代金を支払わなければなりません。支払期間が 50 日以内で行っている特定建設業者は約 9 割であり、概ね遵守されている状況でした。

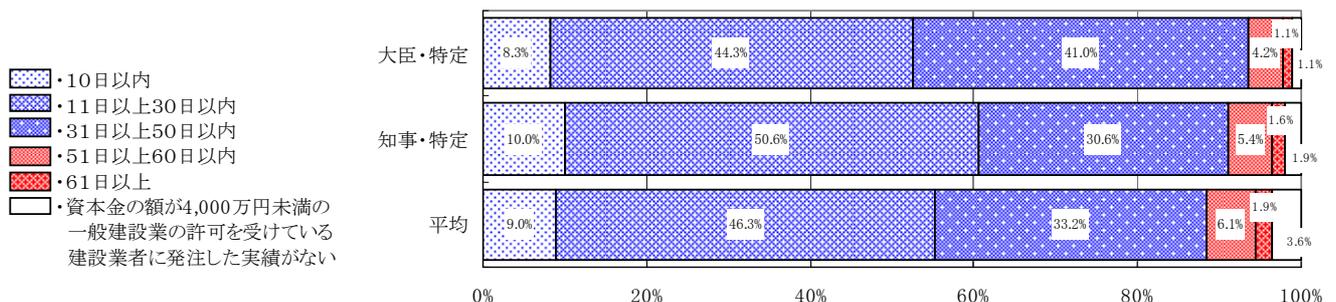


図-11 引渡し申し出があってから支払までの期間

(11) 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1月以内に支払わなければなりません。平均で約4割の建設業者が、支払期間が1月を超えると回答しており、下請代金の支払遅延が生じている状況が浮き彫りとなりました。

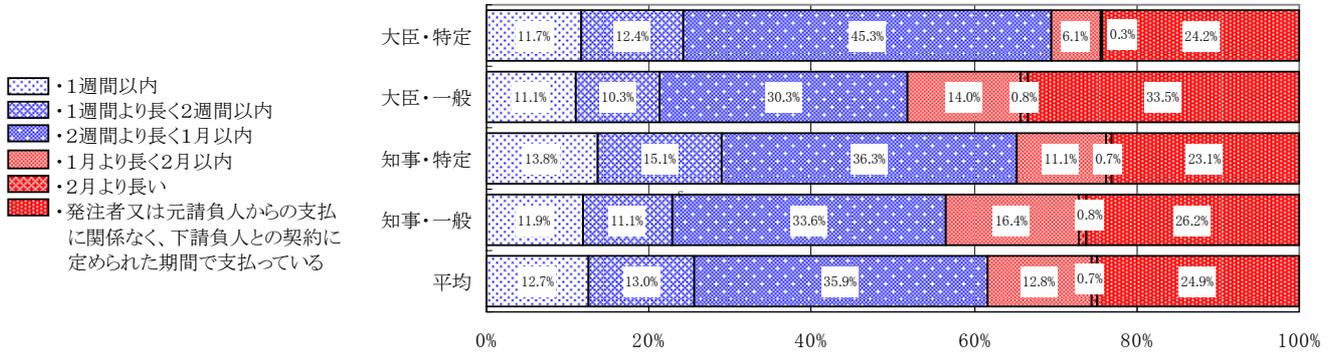


図-12 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

(12) 支払手段

請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとしなくてはなりません。約8割の建設業者が「全額現金で支払っている」、または「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」状況でした。

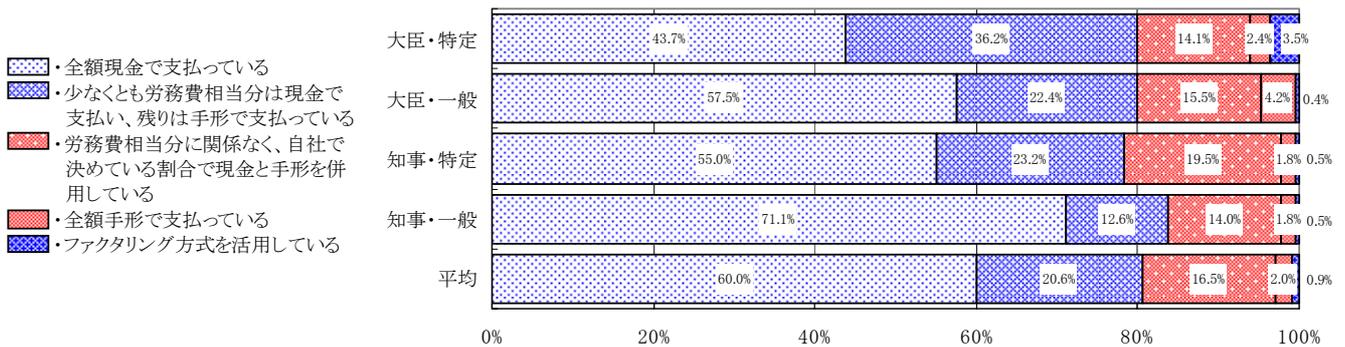


図-13 支払手段

(13) 手形期間

特定建設業者は、手形期間が120日を超えるような、一般の金融機関による割引を受けることが困難である手形により下請代金の支払いを行うことが禁止されています。また一般建設業者についても手形期間が120日を超えない手形を交付することが望ましいとされています。手形期間が120日を超える手形を交付している建設業者は、平均で12.6%ですが、大臣一般許可業者および知事一般許可業者において高い割合を占める結果となりました。

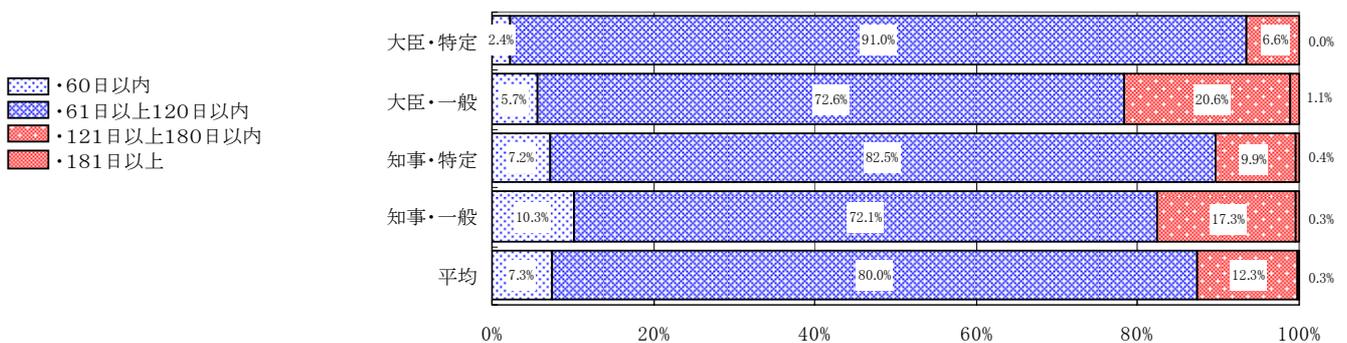
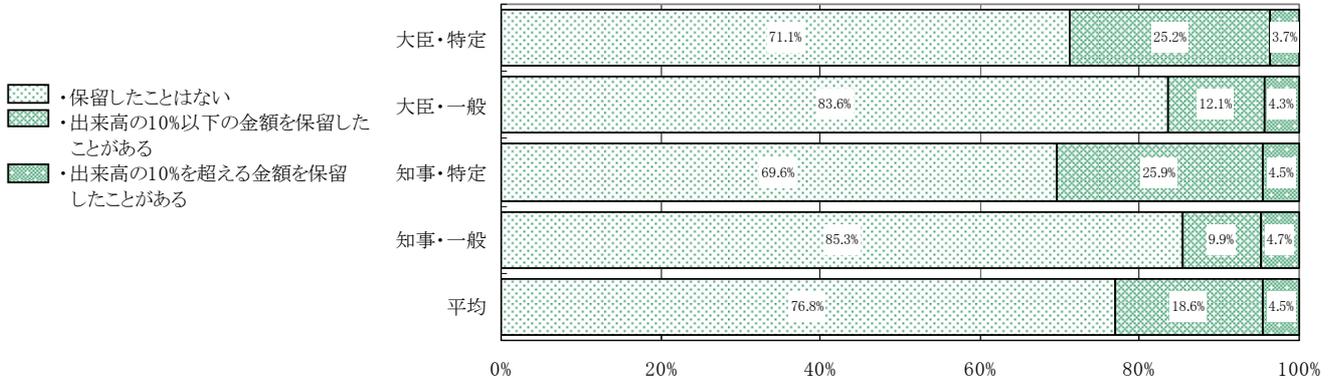


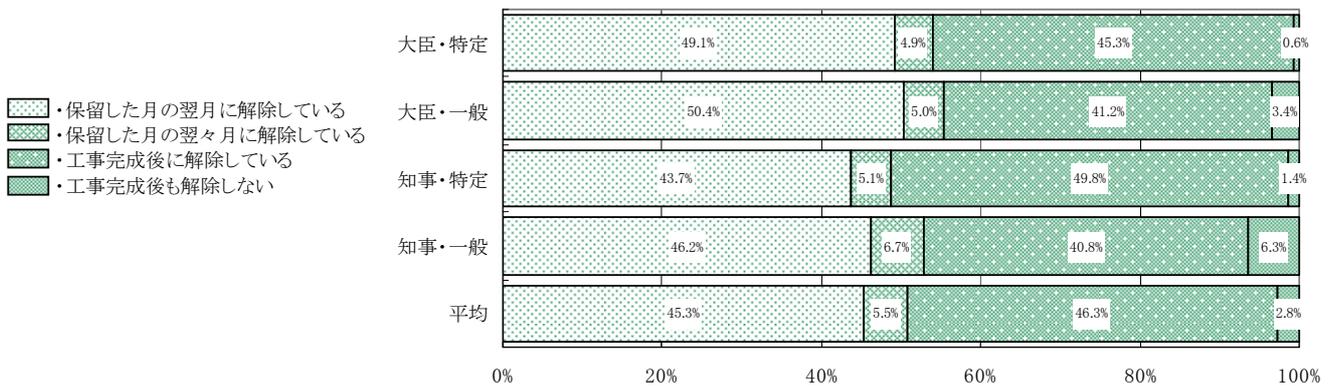
図-14 手形期間

(14) 支払保留(複数回答)

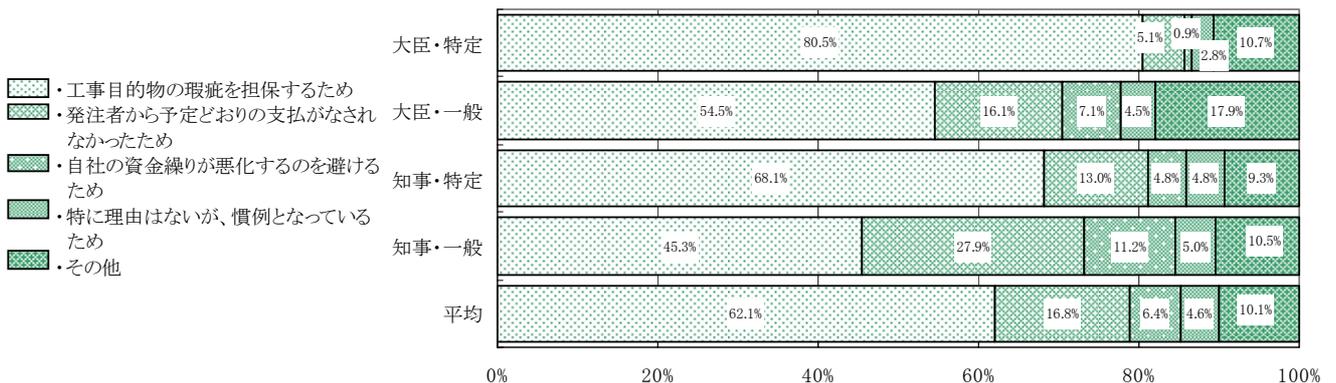
毎月の出来型部分払い等を行う場合に、一定の額を保留しているケースが見受けられますが、請負契約書に保留金の定めがないにもかかわらず、出来高の一部を保留金として支払わないことは、建設業法上適正ではありません。保留したことがあると回答した建設業者は、大臣特定許可業者及び知事特定許可業者において多く、約 1/4 を占める結果となりました。また、支払保留を行ったことがあると回答した建設業者の 9 割以上は工事完成後に解除しているとの回答でしたが、一部の工事では、工事完成後も保留金を解除しないとの回答もありました。保留する理由としては、「工事目的物の瑕疵を担保するため」が最も多い回答でした。



(a) 支払保留の有無



(b) 保留金の扱い

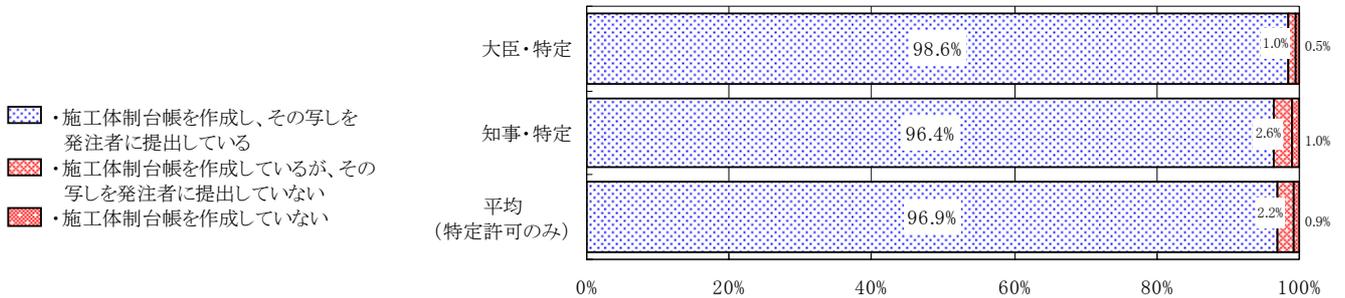


(c) 支払保留をする理由

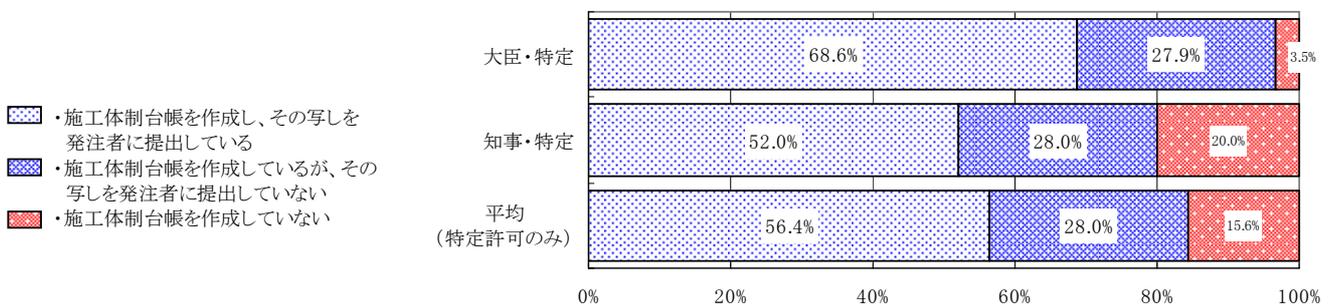
図-15 支払保留

(15) 施工体制台帳・施工体系図

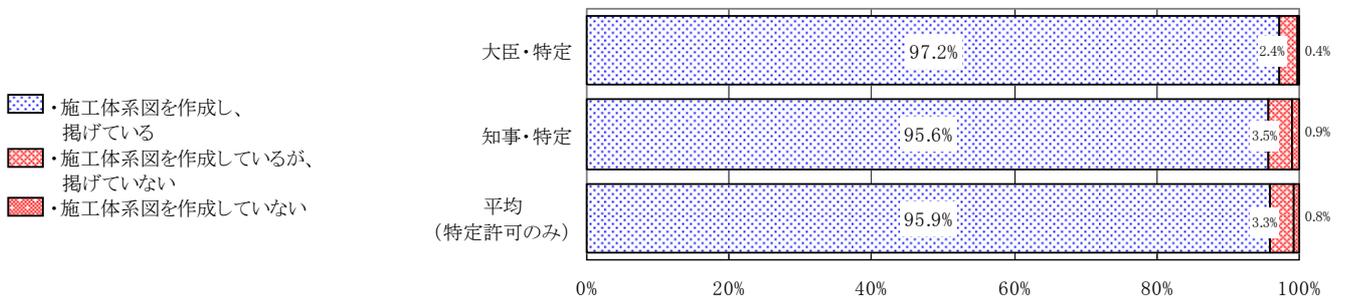
特定建設業者は、発注者から直接工事を請け負った場合において、下請契約の請負代金が 3,000 万円(建築一式工事は 4,500 万円)以上となる時は、公共工事、民間工事に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。公共工事においては概ね遵守されている状況ですが、民間工事においては 7～8 割程度に留まる状況となりました。



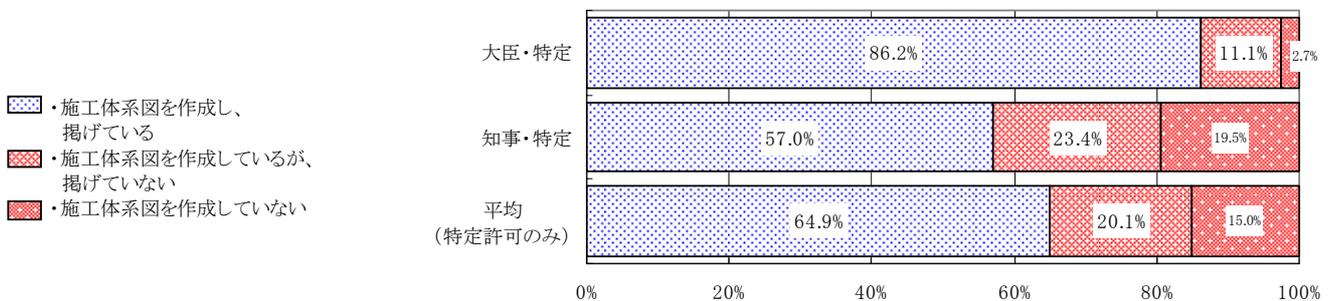
(a) 施工体制台帳(公共工事)



(b) 施工体制台帳(民間工事)



(c) 施工体系図(公共工事)

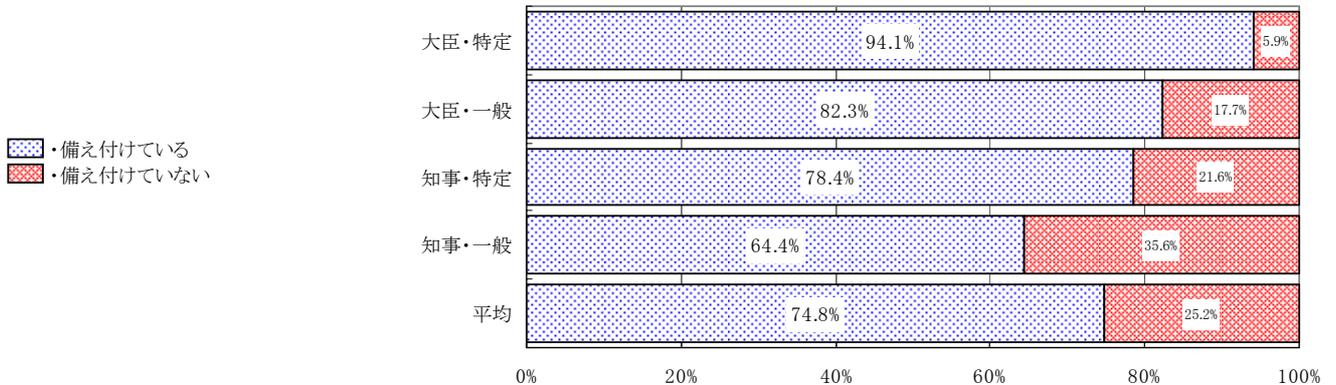


(d) 施工体系図(民間工事)

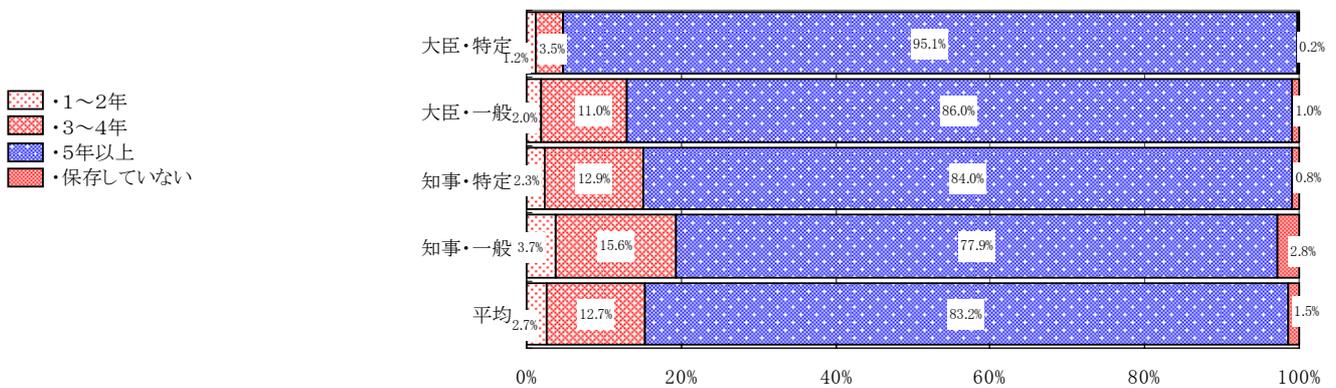
図-16 施工体制台帳・施工体系図

(16) 営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け

建設業者は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。帳簿を備え付けていると回答した建設業者は、大臣特定許可業者で94.1%でしたが、知事一般許可業者で64.4%と許可区分で大きな差がありました。帳簿の保存期間については、「5年以上保存している」建設業者は平均で約8割を占める結果となりました。



(a) 帳簿の備え付けの状況



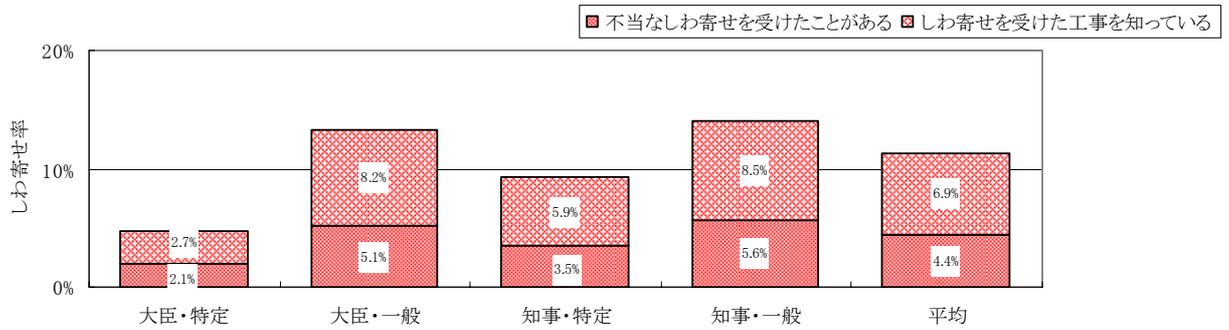
(b) 帳簿の保存期間

図-17 帳簿

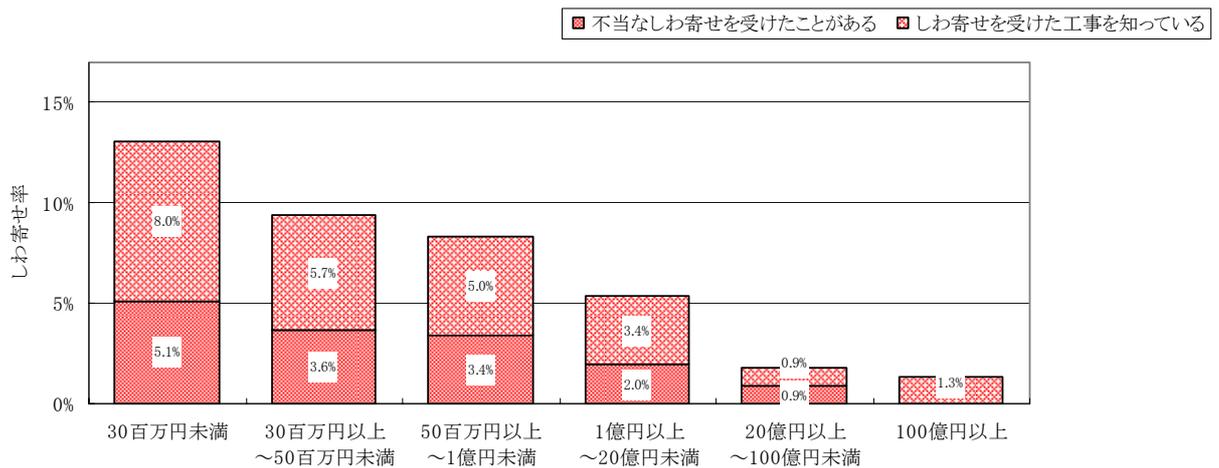
### 2.3 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

下請負人として建設工事を受注したことがある建設業者 12,031 業者のうち、元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」あるいは「しわ寄せを受けた工事を知っている」と回答した建設業者は、1,360 業者（11.3%：以下、「しわ寄せ率」という。）でした。許可区分別では、知事一般許可業者が最も高く 14.1% でした。資本金階層別では、資本金規模の小さい建設業者ほど、しわ寄せ率が高い状況となりました。また、都道府県別にみると、石川県（16.8%）、長野県（16.1%）、神奈川県（15.4%）の順に高い結果となりました。なお、最も割合の低い自治体は島根県で 6.1% でした。

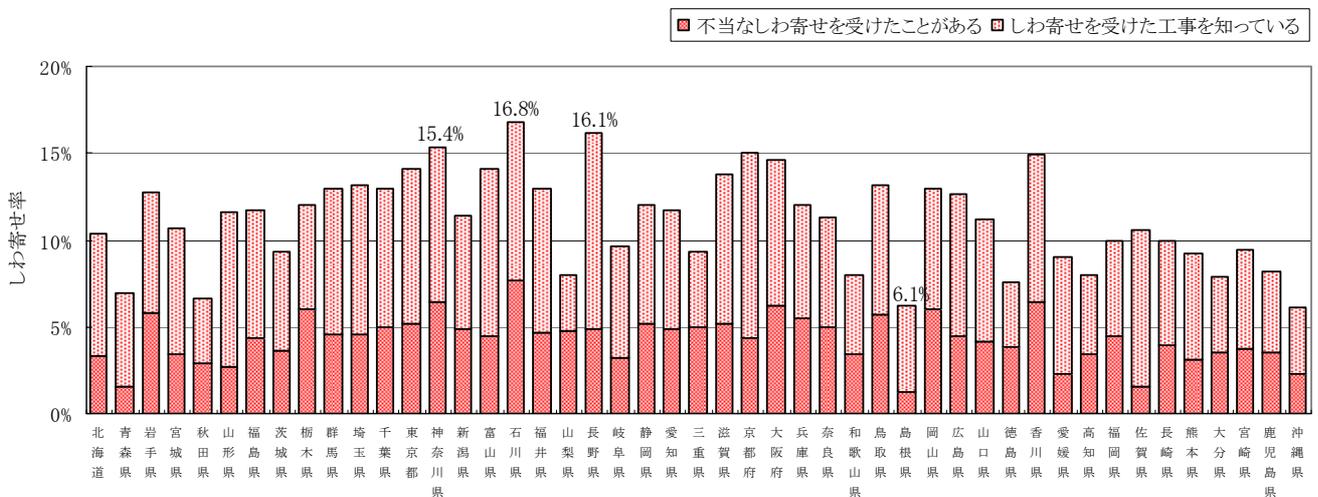
しわ寄せの内容としては、「追加変更契約の締結の拒否」が最も高く 17.8%、次いで「下請代金の支払保留」が 16.3%、「指値による契約」が 14.9% でした。



(a) 許可区分別

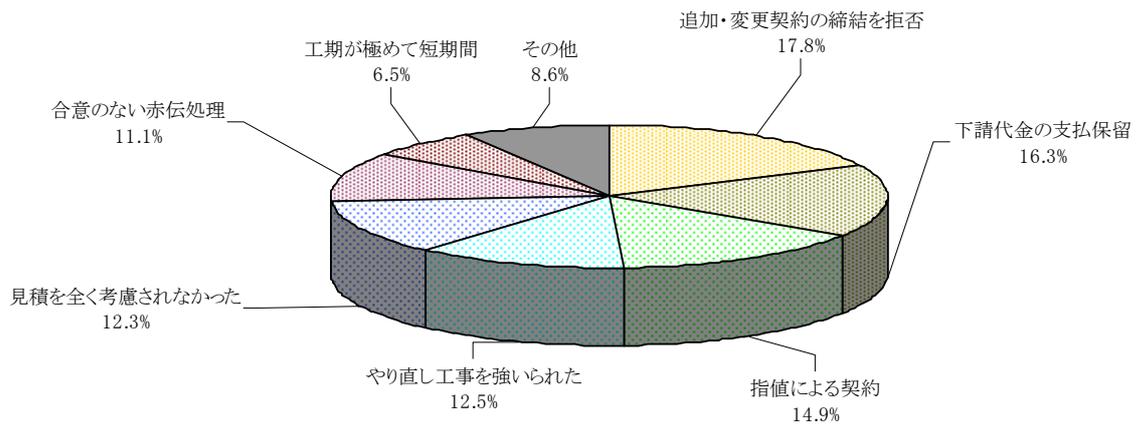


(b) 資本金階層別



(c) 都道府県別(知事許可業者のみ)

図-18 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況



(d) しわ寄せの内容

図-18 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況(続き)

## 2. 4 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

元請業者として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある建設業者 12,209 業者のうち、発注者(施主)から「不当なしわ寄せを受けたことがある」あるいは「しわ寄せを受けた工事を知っている」と回答した建設業者は 1,027 業者(しわ寄せ率 8.4%)でした。許可区分別では、知事一般許可業者が最も高く、しわ寄せ率は 10.5%でした。資本金階層別では、資本金が 100 億円未満においては、資本金規模が大きい建設業者ほどしわ寄せ率が小さくなる傾向となりましたが、資本金が 100 億円以上の場合に割合が高い状況となりました。発注者の内訳としては、「公共機関または準ずる機関」が 42.7%、「民間企業」が 36.7%でした。

しわ寄せの内容としては、「追加・変更契約の拒否・サービス工事の強要」が最も高く 17.0%、次いで「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」が 9.1%、「請負代金の不払い」が 7.6%でした。

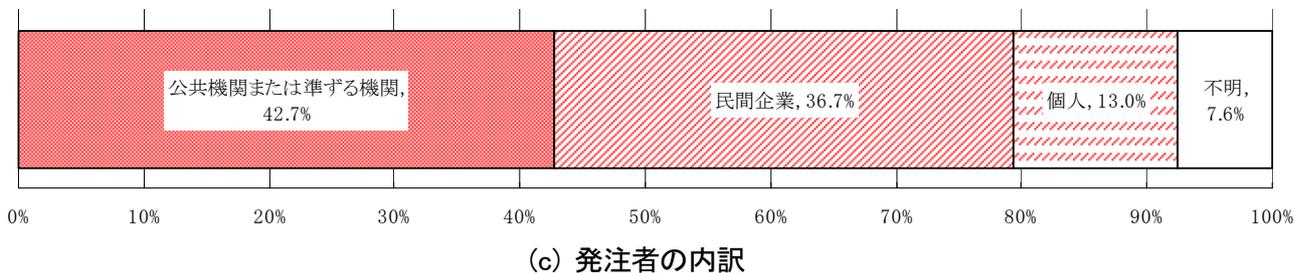
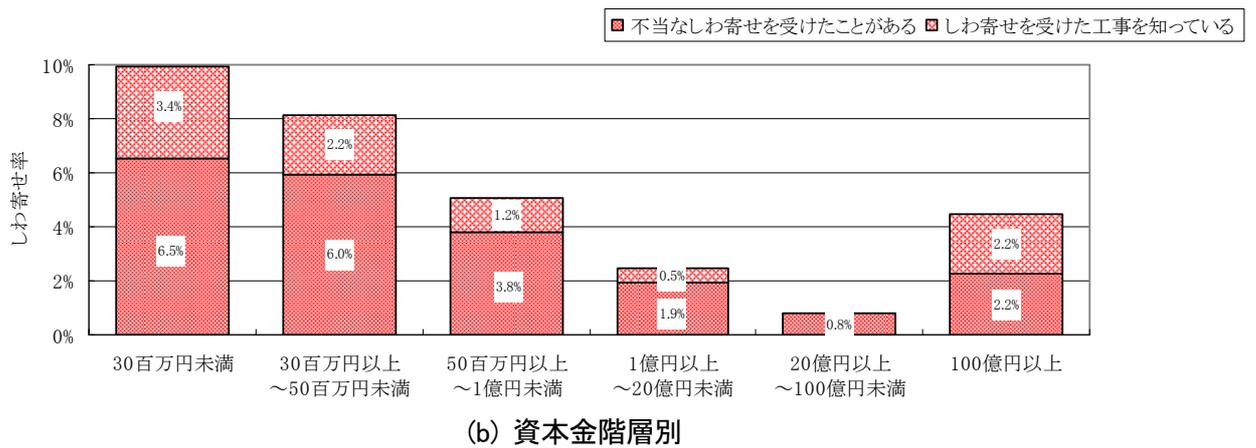
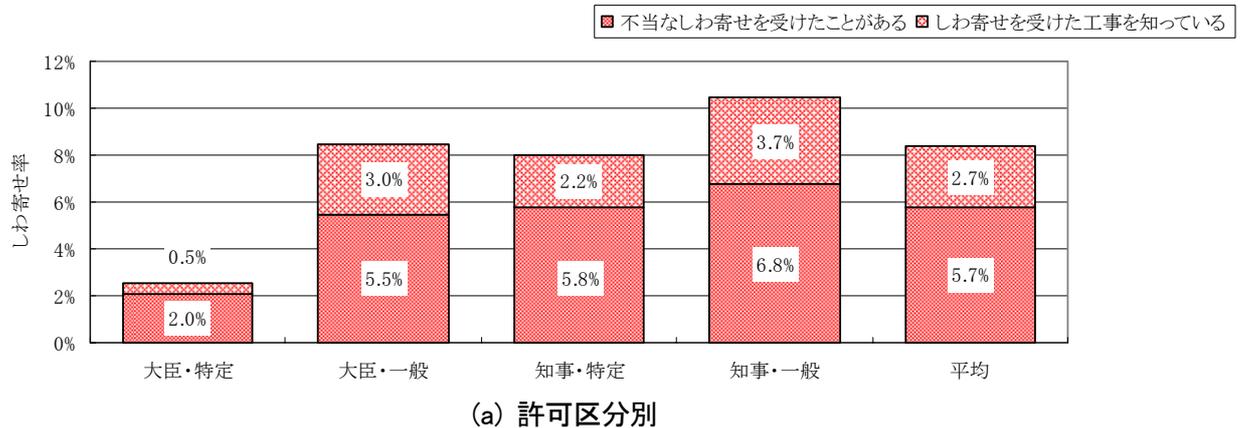
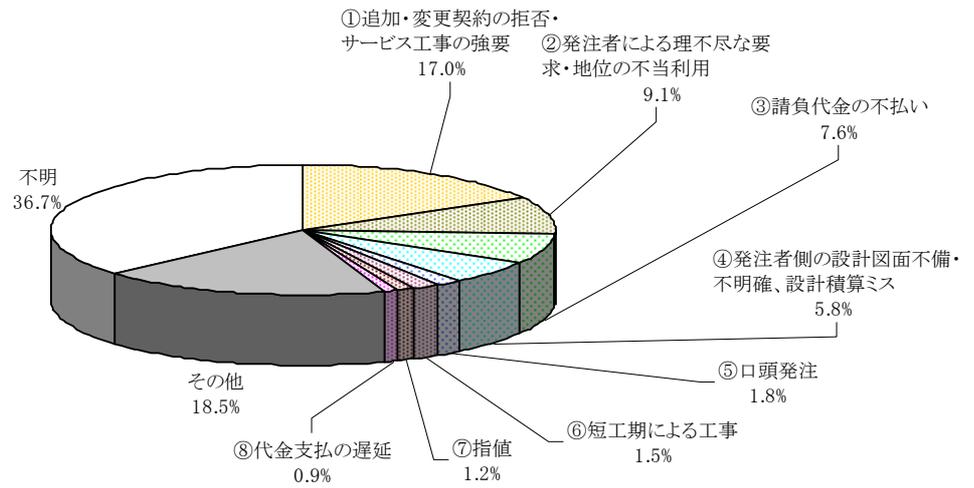


図-19 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況



(d) 不適正な取引の内容

図-19 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況(続き)